

### もくじ

- 表紙写真【ママと一緒に稲刈り作業】……………1
- グラフと数値で見る南箕輪村の農業者と農地の移り変わり …… 2
- 農地の有効利用推進活動の紹介 …………… 3
- 質問コーナー、農地パトロール結果について ほか……………4

平成30年10月1日発行 南箕輪村農業委員会  
 発行責任者：会長 高木繁雄  
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会  
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1  
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799  
 E-mail:nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

## 初めての稲刈り作業

アドバイスを頂きながらママと一緒に稲刈り作業に挑戦！  
 農業の大切さと楽しさ、食べ物の尊さを体で感じた一日でした。



村の農業体験イベント「まっくん田んぼ体験隊」の収穫体験

## 「全国農業新聞」を購読しませんか？



## 新聞購読推進運動を展開中！

農業委員会の系統組織が発行する「全国農業新聞」を購読しませんか？  
 全国的な農政・農地情勢から地域の身近な情報まで掲載されています。農家の方はもちろん、非農家の方も普段の生活がより豊かになる情報が満載です。  
 現在、農業委員会では新聞購読推進運動を展開中です。農業委員や農地利用最適化推進委員が購読されていない皆さまに対し、お声がけをいたしますのでぜひ一度ご検討ください。  
 ●発行：毎週金曜日発行（週刊）  
 ●購読料：月額700円  
 ●申し込み：農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで

## 困っています 教えてください



**Q** 親類が所有している農地を頼まれて私が借りて耕作しています。親類が高齢になり、事情から相続トラブルに発展することが予想されるため、事前に農地を私へ生前贈与する事でお互い話がまとまりました。農業委員会への申請手続きを行政書士へ相談したら「面積要件を満たしていないので申請できない」と言われました。私は数十年も耕作していますが、農地を取得できないのでしょうか。

**A** 贈与や売買による農地の所有権を移す場合は、農業委員会の許可が必要です。農業委員会では農地法などの法令に照らして許認可の判断をしています。農地法の許可基準は：  
 ① 全ての農地を効率よく耕作できるか  
 ② 必要とされる農作業に常時従事できるか  
 ③ 30アール以上の農地を経営するか※  
 ④ 周辺地域の農地利用に支障が出ないかが主な審議のポイントです。今回は③の農地経営面積の要件を満たしていないため許可とはなりません。なお、相続による農地取得は「民法」による手続きになり、農地法の基準にかかわらず相続人が農地を取得することになります。  
 ※南箕輪村では村内全域で基準を30aに引き下げています

## 遊休農地の現地調査を行いました

8月に実施した農地パトロールの結果、昨年度対比で約18千㎡の遊休農地の解消を確認しました。これは農家の皆様を始め、関係機関の皆様、遊休農地のまま放置したり、今後の農地利用の意向表明がない場合は、固定資産税の課税強化の対象になる場合があります。遊休農地を放置しないようにしましょう。  
 今後は遊休農地所有者へ農地の利用意向について調査を行いますので、引き続きご協力をお願いします。

村内 遊休農地面積	
●平成28年度	約 127千㎡
●平成29年度	約 101千㎡
●平成30年度	約 83千㎡
	約 18千㎡減



南箕輪村農業委員会事務局  
 〒399-4592  
 南箕輪村4825-1  
 (役場産業課内)

皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりの感想などお寄せください。

## 編集後記

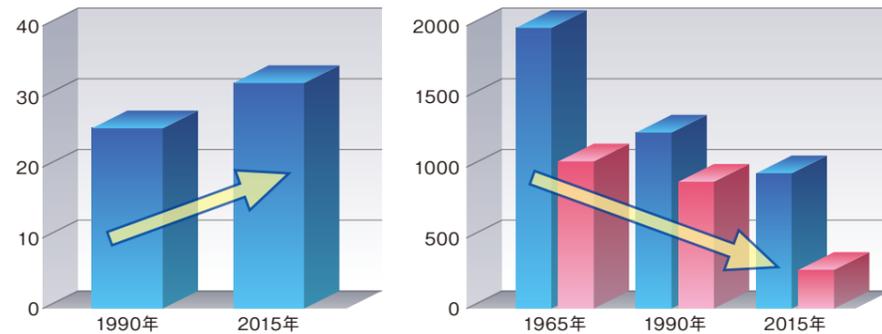
本誌2ページの特集をご覧いただけましたでしょうか。  
 農地を転用して宅地や工場がどんどんできていくなあ、と、誰もが感じていると思います。田畑の経営面積はどのくらい減ったのか？50年前に比べて約半分！です。  
 人口が増えて活気が増し、買い物の場や雇用の場も増えて良いこともたくさんありますが、食料生産の源である農地が減っていくのは大きな不安です。自分自身、村外から移住し、畑地を転用して家を建築したひとりなので複雑な気持ちです。  
 (農業委員だより編集委員：渡邊健寛)

# グラフと数値で見る南箕輪村の農業者と農地の移り変わり

南箕輪村の農地と農業者は、現在までどのように変化してきたのでしょうか。農地と農業者の推移について数値やグラフで見ると、現在の南箕輪村の農業を取り巻く状況や問題が浮き彫りになるかもしれません。

※資料の数値は「農業センサス」から参照

農業従事者数に占める70歳以上の割合 農業従事者数、農家数の移り変わり

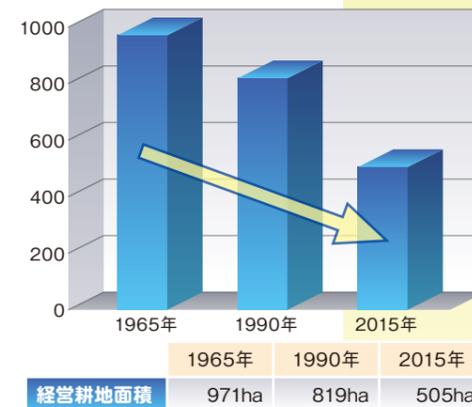


農業従事者は年々減少し、それに伴い農家数も減少しています。農業従事者は50年前に比べて約半数に、農家数は約4分の1になりました。しかし、70歳以上の割合は増加しました。



昭和時代の農作業の様子 (写真提供: 村教育委員会)

経営耕地面積の移り変わり



村内の経営耕地面積は年々減少し、四十年前に比べて約470haの減少になります。これは住宅建築や工業団地造成などのため、農地転用による宅地化が進んだことが一つの要因と考えられます。

### ■ 経営耕地面積とは…

農家が経営している耕地面積をいい、耕作放棄地を除く自作地と借入耕地の合計  
ha(ヘクタール)【単位】 1ha=10,000㎡  
南箕輪中学校第1グラウンドが約1ha

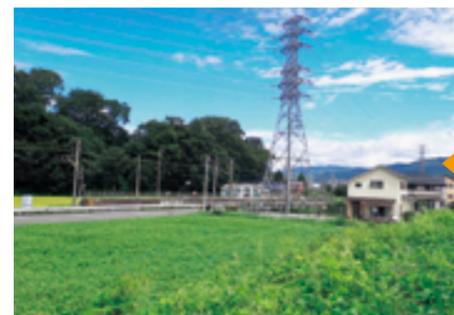


昭和時代の農作業の様子 (写真提供: 村教育委員会)

グラフや数値で農業者や農地の移り変わりをみると、昔は国の食糧増産の施策もあって「沢山の農家でいかに農地を有効利用するか」の考えでしたが、現在は「少ない農家でいかに農地を有効利用するか」の考えに変わってきています。

農地を有効に最適に利用することが、村の農業発展や美しい田園風景を維持していくことに繋がります。

農業委員会では、「農地の有効利用」を進めるため、引き続き活動してまいります。



現在の田畑駅周辺の様子



昭和初期の田畑駅周辺の様子

農地転用により農地の保全と宅地化がバランス良く進み、地域の発展に繋がりました。

※数値の項目は、各「農業センサス」の定義や集計結果から参照

## 農地の有効利用推進活動の紹介

前ページで紹介した「農地の有効利用」の推進活動には様々な活動がありますが、今回はその中の一つである「農地の賃貸借あっせん」について、農業委員会がどのように活動しているか、相対の賃貸借契約に至るまでを一例として紹介します。



体調を崩してしまっって耕作ができなくなっちゃった。耕作をお願いできる親類もいないし、農地を荒らすわけにもいかないし…農業委員会へ相談してみるか…

1 農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の相談をお受けします。



この農地を耕作する方をおっせんしてほしいのですが…

2 毎月開催の総会などで、全委員が申出の情報を共有し、あっせんに向けて方策を検討します。



あっせんの方法は、相対で行う契約やJAを仲介とした契約、県農業開発公社を仲介とした契約などがありますが、申出者の意向や農地の状況で適した方法を検討します。

3 委員が地域の担い手農業者や規模拡大希望の農業者へ、申出のあった農地を紹介します。



ちょうど近くを耕作していて規模も拡大したかったので話を聞いてもいいですよ。

それでは後日、申出者と条件の調整をしましょう。

4 申出者と借受け希望者で契約期間や賃料の調整を行い、必要に応じて関係者で事前の現地確認を行います。



きれいに管理されている農地なので借り受けてもよいですよ。

ありがとうございます。ぜひお願いします。賃料は昨年の村の平均賃料でどうでしょうか。

5 契約条件など調整が終了すると農地の貸借について書類作成を行います。後日農業委員会の審議を経て、法的に契約が有効となります。



内容を確認し、記入と押印をお願いします。

6 農地の賃貸借あっせん完了! 規模拡大希望の農家へ無事に農地の引き渡しができ、有効活用に繋がりました。



有効に活用させていただきます。

こちらこそ助かります。よろしくお願いたします。

今回紹介した賃貸借あっせんは契約に至るまでの一例です。農地の状況や借受け希望者の条件により契約まで至らないこともあります。特に遊休農地になっていると、あっせんが進まなくなりますが、農地の適正管理に努めてください。また、農業経営の規模拡大をお考えの方も、地域の委員へお声掛けをお願いします。